

# 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の 第一号保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、死亡又は重篤な傷病を負った方や、一定程度の収入が減少した方は、申請により介護保険料の減額又は免除になる場合があります。

## 対象となる方（減免対象となる基準）

### 対象者① 〔全額免除〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者。

※重篤な傷病とは、原則として1ヵ月以上の治療を要すると認められた場合。

### 対象者② 〔一部免除 ※下記の計算方法により算定〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少が見込まれ、次の（1）及び（2）に該当する第一号被保険者。

※減少見込額は、保険金や損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。

（1）事業収入等のいずれかの減少額が前年に比べて30%以上減少していること。

（2）減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

〔減免額の計算式〕

対象保険料額 (A×B÷C)	×	減免の割合	=	保険料 減免額						
(A) 保険料額 ×	(B) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に 係る令和3年の所得金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">10/10</td> <td style="border: 1px solid black;">令和3年の合計所得金額が 210万円以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">8/10</td> <td style="border: 1px solid black;">令和3年の合計所得金額が 210万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">10/10</td> <td style="border: 1px solid black;">主たる生計維持者の事業等 の廃止又は失業の場合</td> </tr> </table>	10/10	令和3年の合計所得金額が 210万円以下	8/10	令和3年の合計所得金額が 210万円超	10/10	主たる生計維持者の事業等 の廃止又は失業の場合		
10/10	令和3年の合計所得金額が 210万円以下									
8/10	令和3年の合計所得金額が 210万円超									
10/10	主たる生計維持者の事業等 の廃止又は失業の場合									
	(C) 主たる生計維持者の 令和3年の合計所得金額									

## 減免対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となります。

納付方法	令和3年度分の 保険料	令和4年度分の 保険料
特別徴収（年金天引き）	/	令和4年4月、6月、8月、10月、12月、令和5年2月分
普通徴収（納付書、口座振替）	随時期	第1～8期

# 申請方法（申請に必要な書類等）

## 対象者①の方が必要な書類

- 介護保険料徴収猶予・減免申請書（様式第1号）
- 同意書（様式第2号）

<死亡の場合>

- 死亡診断書、医師の診断書の写し

<重篤な傷病を負った場合>

- 医師の診断書、保健所から交付される措置入院の勧告書の写し

## 対象者②の方が必要な書類

- 介護保険料徴収猶予・減免申請書（様式第1号）
- 同意書（様式第2号）
  
- 事業収入等の状況申告書（別紙様式）
- 令和2年中の収入が分かる書類（確定申告書類等）の写し
- 令和3年中の収入が確認できる書類（給与明細、収入が確認できる帳簿等）の写し

### ※該当する場合のみ

<保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がある場合>

- 帳簿や保険の契約書等の写し

<事業の廃止又は失業した場合>

- 事業廃止届、退職証明書、離職票等の事実確認できる書類の写し

## 【問い合わせ先】

古賀市 保健福祉部 健康介護課介護保険係 古賀市庄205番地（サンコスモ古賀）

TEL：092-942-1144 / FAX：092-942-1154  
e-mail：kaigo@city.koga.fukuoka.jp